

## 検査を行っていない試験成績書作成に対する処分について

(一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

当協会認証事業本部が認証した非破壊試験技術者資格保持者が、派遣先の上司の指示により検査を行っていない試験成績書を作成するという不正行為が発覚しました。

本件については、明らかとなった事実に基づき 2017年5月18日の認証運営委員会で資格保持者に対する審決を確定いたしました。

2017年5月19日付の審決通知書（本文）を次に示します。

### 1. 審決主文

- (1) 審決日より1年以内に不正行為を行った場合、全ての資格を取消す等の処分を科すことを警告する。
- (2) 違反事実及び処分内容を匿名にて公表する。

### 2. 審決理由

派遣先からの指示とは言え、非破壊試験技術者として検査を実施していない試験成績書を作成した行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。

資格保持の有無に関わらず試験成績書のねつ造を指示する行為は、長い年月を経て培ってきた非破壊試験技術者認証の社会的信用を失墜させる重大な問題であり、認証事業本部として到底容認できるものではありません。

認証事業本部では、ねつ造を指示した者に対し、本書を公表することで猛省を促します。